

令和 五年 三月 二十九日

全国私立通信制高等学校協会

会長 吾妻俊治

要望書

文部科学大臣

永岡桂子 殿

私立通信制高等学校における教育の充実につきましては、日頃から格別のご理解を賜り、関係者一同、心より感謝を申し上げます。

通信制高等学校は、不登校経験者、全日制高等学校中退者、特別教育支援を必要とする生徒など、教育上の困難性を抱える生徒へのより適切な対応、ICTを活用した個別最適な指導の深化に向けた、学習環境の整備、施設設備の充実、さらには教職員の研修等に、積極的に取り組んでおり、通信制の高等学校に在籍する生徒数は23万人を超えるなど、ますます通信制高等学校の存在価値が高まっております。

令和4年8月29日に取りまとめられた「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）¹では、通信制高等学校において「令和の日本型学校教育」を実現するための指導方法、指導体制、質保証の方策、所轄庁の在り方などについて様々な方策が提言され、この論議を踏まえ、高等学校通信教育規程の一部を改正する省令の公布、ならびに「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）²について、所要の改訂が行われました。私達、全国私立通信制高等学校協会（以下「当協会」という。）に加盟する高等学校は、教育の質確保、向上に向けた関係諸法令の改正の主旨に沿い、多様な入学動機や学習歴を持つ生徒の学びを支える場として、一層の改善をすすめております。

一方、一部の通信制の高等学校においては未だに違法・不適切な学校運営や教育活動が行われている事例が見受けられ、このことが、通信制高等学校全体の社会的信頼性を損ねる状況も見受けられます。当協会は、全国の通信制高等学校の充実・発展を願う立場から、

これらを決して看過せず、自らは、不断の自己点検を続けてまいる所存です。

文部科学省におかれましては、通信制高等学校の教育の質保証に向けて、改正された関係諸法令や「ガイドライン」等に基づき、厳正かつ公正な取り組みを進めていただきますようお願い申し上げます。

また、国の財政が極めて厳しい状況であることは十分に理解しておりますが、改正される「ガイドライン」等への適切な対応が求められることに鑑み、国庫による財政的支援の拡充をはじめ、左記の件について、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

一、文部科学省が、関係諸法令や「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」に基づき、通信制高等学校における適正な教育活動についてより一層の指導力を発揮すること。

二、通信制高等学校に対する社会的理解や支援が不十分である実情に鑑み、理解促進に関する必要な施策を講じ、支援の充実を図ること。

とりわけ、私立高等学校等経常費補助における全日制・定時制と、狭域及び広域の通信制との格差を解消すること。さらに、養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置のための支援、ICT関連補助などについて、全日制・定時制高等学校と通信制通信制高等学校といった、課程の違いにより、対象や補助規模等において、差が

生じている施策を早急に改善すること。

三、構造改革特別区域法（以下「特区法」という。）に基づき設置された、学校設置会社による通信制高等学校が、高等学校通信教育規程の一部を改正する省令、ならびに「ガイドライン」改訂に際して、教育改革を実行するために、必要な支援体制を講じること。

要望趣旨

一について

令和4年度の高等学校通信教育規程の一部改正により、通信教育実施計画の作成及び明示、通信教育連携協力施設が適切な教育環境を備えていることの確認、学校評価および教育活動等の状況についての情報の公表などを求められ、さらに令和4年8月29日に取りまとめられた「『令和の日本型学校教育』の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）」による論議を踏まえ、高等学校通信教育規程の一部を改正する省令の公布、ならびにガイドラインの改訂が行われました。

当協会は、文部科学省の方針を支持し、一連の施策を通じて、全国の通信制高等学校において健全な教育が展開され、生徒・保護者をはじめ、広く社会全般が、高等学校通信教育に対する信頼がさらに増すように、会員各校が積極的に教育改革を推進する所存です。

通信制高等学校の一部には、未だに不適切な学校運営や教育活動等が見受けられますが、文部科学省におかれましては、教育改革に真摯に取り組んでいる、圧倒的多数の通信制高等学校に対して、積極的なご支持を頂きたいとします。また、全国の各所轄庁（都

道府県単位、教育特区単位）において通信制高等学校に対する指導・監督に格差が生じることの無いよう、主導頂きますようお願いいたします。

二について

今般の高等学校通信教育規程の一部改正は、通信制課程においても全日制・定時制課程と同等の学習が求められ、さらに多様な生徒一人一人の事情に寄り添ったきめ細かな指導を行うことができるよう、教員配置の充実を図ることが求められています。高校生世代に必要な教育を担う使命は、全日制も、定時制も、通信制も、課程による違いはなく、当協会の会員校では、これまでも教育環境の整備、全日制と同等な教職員の人員配置に努めておりますが、安定的な学校経営を実現するうえでは、私立高等学校等経常費補助等、通信制高等学校への助成の充実、拡充を強く要望します。

通信制高校では七十四単位以上の修得を希望する生徒が、残在籍期間があるにもかかわらず、高等学校等就学支援金の支給対象となっておりません。多くの全日制高等学校が、卒業まで90単位以上を修得している状況を鑑み、学びの意欲の高い生徒が、経済状況にかかわらず、安心して教育を受けることができるよう、改善をお願いいたします。

技能教育施設と通信制高校の授業料、また、定通併修の科目履修生の授業料との二重負担の軽減についてもぜひ、ご検討をお願い申し上げます。

最後に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置について、公立学校では、国庫補助三分の一、残りは自治体の努力によって可能となっています。また私立学校においても、私立高等学校等経常費助成費補助の特別補助の対象とされ、一部経費が

補助されています。その他ＩＣＴ環境推進事業など、国や都道府県等が実施している補助事業の中には、通信制高等学校が対象とまらない事業が散見されております。これらの補助を広域通信制高等学校にもご対応頂きますように、強くお願い申し上げます。

三について

学校設置会社による通信制高等学校は、特区法に基づき設置された経緯があり、教育活動等が構造改革特別区域内での制限等があることは承知していますが、文部科学省の方針に則り、教育改革の推進を試みている通信制高等学校に対して、教育特区の所轄庁が、柔軟かつ適切な対応がなされるように、文部科学省に主導して頂きたいお願い申し上げます。

以上